

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年1月16日（平成29年（行情）諮問第20号）

答申日：平成30年2月28日（平成29年度（行情）答申第484号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計77頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月12日付け大局調査一第530号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙1に掲げる部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）別紙1の1について

法に定めるおそれがないこと。

（2）別紙1の2について

〇〇に対する回答は二つに分けられ、それぞれ数個の漢字で表現されているから一般的普通名詞であり、法に定めるおそれはないと考えられる。

答えの中には、法で定める法人情報も混在している可能性があるが、一字残さず法に定めるおそれがあるとは考えられない。

（3）別紙1の3について

当該部分「書類等の名称」はその後の31頁以後の文書の名称を指し示すものと考えられ、その中には名称にマスキングがないまま開示されているものも存在する。そのことから、処分庁は不開示情報該当性を個別に判断しないまま一律に不開示としたと考えられる。

(4) 別紙1の4について

全部について、処分庁の説明が不十分な中で理由を述べることは不可能であるので、ここではごく一部のみ記載する。

例えば、44頁1(1)～(8)及び2(1)～(8)の最初の部分は、納税者及び課税庁の争点を区分表示したものと考えられる。それはそれぞれの(2)が傭船料で始まることから推測される。審査請求人は争点を整理したもののかなりの部分が国税不服審判所検索システムから検索可能であったことは既に指摘したことがあり、内容的にも不開示該当性があるものはなかった。表示後の詳細については一部に不開示情報該当性がある可能性があるが、個別的説明がない理由説明書に対しては開示を求めざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、大阪国税局長(処分庁)に対し、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿(公文書管理法施行前)492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年9月12日付け大局調査一第530号により、本件対象文書の一部には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当すること及び④税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、同号イに該当することを不開示の理由として、一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙1に掲げる部分について開示を求めていることから、以下、原処分で不開示とした部分のうち別紙1に掲げる部分(以下「本件不開示部分」という。)の不

開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法5条1号に該当するとした部分には、特定個人の氏名が記載されており、当該不開示部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、特定法人の申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法5条2号イに該当するとした部分は、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

したがって、当該不開示部分を開示することにより、特定法人の秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

我が国においては、申告納税制度が採用されているところ、国税庁は納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することをその使命としている。そのため、善良な納税者が課税の不公平感

を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正することとしている。

また、税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課されている。これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要である。

仮に、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条2号イに該当するとした部分を開示した場合、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、同条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

エ 法5条6号イ該当性

法5条6号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法5条6号イに該当するとした部分には、特定法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等であり、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報が記載されている。

当該不開示部分を開示することにより、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、本件不開示部分については、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 法5条6号イ該当性について

ア 法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実

の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 原処分 of 行政文書開示決定通知書の別紙（「不開示とした部分とその理由」）において、「不開示理由」欄に「1」と記載した部分は、通常公表されることがない特定法人等の個別具体的な事業活動や取引内容等の情報であって、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点に係るもの等と認められ、当該部分が公にされた場合、国税当局の思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者においては不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報にも該当すると認められる。

（2）法5条6号ロ該当性について

ア 法5条6号ロは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、争訟等に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 1頁の19行目ないし20行目及び22行目並びに2頁の2行目及び3行目並びに3頁の21行目並びに29頁の27行目の不開示部分は、国税当局の本件国税関係審査請求における検討の経緯や対応方針等に関する情報や、これを推測させる情報に該当するものと認められ、これを公にした場合、国税当局が課税処分に対する審査請求へ対応するに当たっての検討方針等の一部が明らかとなることにより、争訟における国税当局の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ロの不開示情報にも該当すると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年2月10日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年11月30日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月14日 審議

- ⑦ 平成30年2月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同月20日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑨ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件においては、計77頁の文書（本件対象文書）について、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙1に掲げる部分の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとしている部分（本件不開示部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、国税当局から国税不服審判所に対する回答書（案）及び資料（案）並びに国税当局の決裁文書及び資料等であると認められる。

(2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであると認められる。

ア 本件開示請求以前に、特定法人は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記(2)の裁決書の写し（不開示部分がマスキングされたもの）の提示を受けて見分したところ、当該裁決書のうち、①特定法人の従業員の氏名等、②特定法人以外の法人の名称、③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国

税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(4) 別紙2に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別紙2に掲げる部分は、上記(2)の裁決書において開示されている情報と同内容の情報が記載された部分であって、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれや、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、別紙2に掲げる部分については、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(5) 1頁目及び43頁目の審査請求年月日の部分について

これらの部分に記載された情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理体勢に関する事業上秘匿すべき情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 1頁目及び43頁目の文書作成日付の部分並びに41頁目及び42頁目の不開示部分について

1頁目及び41頁目ないし43頁目は、本件国税関係審査請求に関し、国税当局から国税不服審判所に提出された回答書及び意見書それぞれの案並びに当該意見書の送付に係る国税当局内部の決裁文書等であると認められる。

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期を示す情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税当局の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測するこ

とはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理体制の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (7) 1頁目のうち「2」の項目及び最下部の不開示部分、2頁目の表題及び「1」の項目の不開示部分、3頁目の「2」の項目の不開示部分並びに29頁目の最下部の不開示部分について

1頁目ないし3頁目は、本件国税関係審査請求に関し、国税当局が国税不服審判所に対して提出を検討した回答書の案及びその別紙であると認められ、29頁目は国税当局が国税不服審判所に提出する書類の目録であると認められる。

当該部分に記載された情報は、国税当局の本件国税関係審査請求における検討の経緯や対応方針等に関する情報や、これを推測させる情報に該当するものと認められ、これを公にした場合、国税当局が課税処分に対する審査請求へ対応するに当たっての検討方針等の一部が明らかとなることにより、争訟における国税当局の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法5条6号ロに該当するため、同条2号イ並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (8) 2頁目ないし4頁目のうち上記(7)に掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分には、国税不服審判所から国税当局に対して回答を求めた質疑事項等の情報及び当該質疑事項等に対する国税当局の回答案が記載されていることが認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、上記回答案が記載された部分からだけでも、その質疑事項等が容易に推測できることから、上記回答案が記載された部分についても、これを公にすることに上記のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当

である。

(9) その余の部分について

本件不開示部分のうち上記(4)ないし(8)以外の部分は、本件国税関係審査請求に関し、国税当局が国税不服審判所に提出する書類の目録及び国税当局が特定法人に対する課税処分等に係る調査の過程で収集又は作成した資料の具体的内容並びに国税当局が国税不服審判所に対して提出した意見書の案の具体的内容等であると認められる。

これらの部分に記載された情報は、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点及び範囲等の情報が記載されたものであり、また、特定法人の主張に対して、国税当局がどのような検討を行い、どのような意見等を行ったかという本件国税関係審査請求における具体的な対応に関する情報などであって、税務調査や課税処分に対する審査請求におけるいわゆる手の内情報に該当するものと認められる。

そして、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、当該部分が開示された場合、国税当局の着眼点や思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者において不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当するため、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書上、本件対象文書の一部の名称につき「-」と表記されているが、表題が付されていない、又は表題を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を要約・抽象化して記載するなどの方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあるのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ

並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き、イ及びロに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ並びに6号柱書き、イ及びロに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1（審査請求人が開示を求める部分）

1 1 頁目について

審査請求年月日・事業年度については公開されている事項であり開示を求める。

回答に対する日付と内容の開示を求める。

2 2 頁から 4 頁まで

法に規定するおそれがない事項，特に一般的な会計原則・税法などの一般論及び勘定科目などの普通名詞を記載した部分（例示）の開示を求める。

3 29 頁から 30 頁まで

書類等の名称の開示を求める。29 頁下段にはどのような情報なのか説明がないので開示を求める。

4 31 頁から最終頁まで

個人情報として氏名，住所，組織での地位その他個人名を特定できる情報以外の開示を求める。

別紙 2 (開示すべき部分)

頁	開示すべき部分
1 及び 4 3	「1 事案の表示」の「(3) 審査請求に係る処分」の不開示部分の全て